

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。
記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務
- (2) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：平田 彬）

電話番号 029-853-2179

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の間合先と同じ
- (2) 提出期限 令和6年1月9日 17時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年2月20日 14時00分
- (2) 場所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階財務部入札室

5 入札方法

本入札は検査項目毎の単価契約であるが、入札金額は別紙仕様書記載の検査項目毎の単価に、3年間の予定件数を乗じて算出した合計金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働衛生サービス機能評価機構の評価認定を受けている者であること。
- (5) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得している者であること。

- (6) 令和5年12月時点で過去3年以内に本学と同等以上の児童・生徒を対象とした健康診断業務を履行した実績を有している者であること。
- (7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- 8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- 9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和5年12月19日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和6年1月9日 17時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 平田
電話番号:029-853-2179
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「2
月20日開札 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務の入札書在中」と
記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月20日開札 国立大学法人筑
波大学附属学校児童等健康診断実施業務の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に
提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送
付すること。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認め
ない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号
及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当
な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
 - (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 本入札は検査項目毎の単価契約であるが、入札金額は別紙仕様書記載の検査項目毎の単価に、3年間の予定件数を乗じて算出した合計金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するにあたっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額を下回る場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査を行うこととする。

その結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

なお、契約担当役が調査を行うにあたり、当該入札者に対して事情聴取並びに資料の提出を求めることとなるので、これに応じるものとし、十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者とししない。

12 競争参加資格の確認のための書類等

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類等を下記の期日

までに提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和6年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……………1部
- ・労働衛生サービス機能評価機構の評価認定を受けていることを証明する書類……………1部
- ・プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していることを証明する書類……………1部
- ・令和5年12月時点で、過去3年以内に本学と同等以上の児童・生徒を対象とした健康診断業務委託を履行した実績……………1部

(2) その他提出書類

- ・参考見積書……………1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ （郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと）
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

仕 様 書

1. 件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務
2. 目 的 本委託は、学校保健安全法第13条、その他関係法令に基づき、本学附属学校児童等の健康管理の一環として実施する定期健康診断に係る検診業務を委託するものである。
3. 対象者 東京都内の国立大学法人筑波大学附属学校に在籍する幼児、児童、生徒
4. 業務内容
 - (1) 健康診断受診票の作成及び個人情報の印字〔検査2日前まで〕
なお、健康診断受診票に印字する個人情報は、本学から電子データで提出するものとする。
 - (2) 健康診断実施場所の設営及び撤去〔設営は検査当日朝まで、撤去は検査日検査終了後〕
 - (3) 受付業務（健康診断受診票及び尿容器等の配布及び回収、各検査項目における受付、名簿作成及び付番）、進路誘導〔検査当日〕
 - (4) 各検診業務〔検査当日〕
 - (5) 検体検査業務〔検体採取後〕
 - (6) 検査結果報告書提出〔原則として検査日から4週間以内〕
5. 検査項目及び予定数量等
別紙1「健康診断実施要項」のとおり
6. 契約期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
7. 実施日時及び場所
契約期間内の本学が指定する日及び場所（別紙2「令和6年度国立大学法人筑波大学附属学校健康診断実施予定表」のとおり。令和7年度、令和8年度については、それぞれ前年度12月上旬頃に通知）
8. 検査結果
 - (1) 検査結果は、原則として検査から4週間以内に当該附属学校へ提出すること。
 - (2) 検査結果報告書として、健康診断集計表及び電子データを提出すること。
 - (3) 電子データは、CSV形式として提出すること。
9. 支払
原則、各附属学校の検査実施毎に支払うものとし、当該業務履行確認後、各検査項目実施数に請負単価を乗じた額を、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
10. 資格
 - (1) 労働衛生サービス機能評価機構の評価認定を受けていること。
 - (2) 請負者は、プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
 - (3) 令和5年12月時点で過去3年以内に本学と同等以上の児童等を対象とした健康診断業務委託実績を有していること。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。
- ① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
 - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
 - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記(1)に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
- (4) 上記(1)③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- (5) 上記(4)は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

12. その他

- (1) 請負者は、業務実施前に附属学校担当者に業務実施者名簿を提出するものとする。
- (2) 請負者は、本仕様書に基づいて業務を実施する際には、常に善良な管理者の注意をもって誠実に業務を遂行するとともに、事前に附属学校担当者と綿密な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 請負者は、業務中に第三者または施設等に損害を与えた場合は、直ちに附属学校担当者に報告し、請負者の責任で原状回復または損害賠償の責を負うものとする。なお、業務中第三者から危害を加えられた場合、本学は損害賠償の責を負わないものとする。
- (4) 業務実施期間等については、変更する場合もあり得る。なお、期間の変更がある場合には、事前に本学担当者より請負者に対して連絡するものとする。
- (5) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならない。
- (6) 契約事項の違反或いは不履行、故意の不作为或いは重大な過失等のため、業務遂行に著明な支障をきたしたと判断される場合には、請負者との契約を破棄できるものとする。
- (7) 業務上必要になる机や椅子等の什器類については本学で用意する。また、業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料については本学の負担とする。
- (8) 請負者は、本学で用意する書類、人材、器材等を除き、健康診断の実施に必要な書類、人材及び器材等の全てについて、本学の指定する数量を指定する時期までに用意しなければならない。また、請負者が用意する書類、人材及び器材等に関する費用は、全て検診料金に含まれる。
- (9) 業務実施に関係するシステム開発費、健康診断受診票作成費及び印刷費、健康診断データ入力費、健康診断集計表等の作成費、健康診断データ入力済み電子媒体費、出張費、人材派遣費、筆記用具費、通信費等も検診料金に含まれる。
- (10) 別紙1「健康診断実施要項」の検査項目について、学校保健安全法及びその他関係法令の改定により、検査すべき項目に変更があった場合、本学担当者及び請負者が協議の上、検査項目を変更することができる。また、その変更により、検査項目が新たに追加される場合、検査の単価についても双方が協議の上、決定することとする。
- (11) 入札により決定した各検査の単価は、原材料などの価格高騰等やむを得ない理由がある場合のみ、変更することができる。ただし、請負者はその理由や根拠、変更後の単価を本学担当者と協議し、単価の変更について本学の同意を得る必要がある。
- (12) この契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に定めるもののほか、詳細については本学担当者の指示によるものとする。

以上

健康診断実施要項

1. 健康診断にかかる予定件数及び検査項目

検査項目	予定件数/3年	検査内容	備考 (予定件数/1年)
尿検査 〔第一次検査〕	9, 831	蛋白・糖・潜血・PH 必要により尿蛋白/クレアチニン比定量検査	3, 277
尿検査 〔第二次検査〕	444	蛋白・糖・潜血・PH 尿蛋白/クレアチニン比定量検査・沈渣鏡検	148
心臓検査 〔第一次検査〕	2, 916	心電図（12誘導方式）	972
心臓検査 〔第二次検査〕	87	専門医による診察・心電図（12誘導） 必要により胸部X線直接撮影・負荷心電図・ 心エコー検査	29
血液検査 〔貧血検査〕	2, 910	赤血球数・血色素量・赤血球容積比 白血球数判定	970

※本件数は令和5年12月現在での予定件数であるので、実際の件数と異なる。

2. 業務期間及び場所等

別紙2「令和6年度国立大学法人筑波大学附属学校健康診断実施予定表」による。

令和7年度、令和8年度については別途通知。

3. 業務内容

- (1) 健康診断実施業務内容は仕様書及び本実施要項に定めるとおりである。
- (2) 請負者は、定められた健康診断実施期間中に本学から通知された件数を処理しなければならない。
- (3) 請負者は、仕様書及び本実施要項に基づいた各検査項目の詳細な実施要項（検査方法、実施体制等）について、本学担当者と打合せを行うこととする。また、その打合せ内容を基に、健康診断実施計画書・実施手順書（人員配置、機器配置、作業流れ図等）を作成し、附属学校担当者の了解を得なければならない。その他、必要な事項については、その都度附属学校担当者と綿密に打合せを行う。
- (4) 電子データとして入力する項目は、健康診断受診票に記載されている事項の全てである。

令和6年度国立大学法人筑波大学附属学校健康診断実施予定表

附属学校名	検査項目	実施日 検体回収日	実施時刻 検体回収時刻	実施場所 検体回収場所	備考
附属小学校	尿検査〔第一次検査〕	4月3週目	10:30	附属小学校(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月2週目	10:30	附属小学校(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	5月3週目	8:50～	附属小学校(小会議室)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
附属中学校	尿検査〔第一次検査〕	4月2～3週目	10:00	附属中学校(校内)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月3週目	10:00	附属中学校(校内)	
	心臓検査〔第一次検査〕	4月4週目	午前中	附属中学校(校内)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
	血液検査〔貧血検査〕	4月4週目	8:20～	附属中学校(校内)	
附属高等学校	尿検査〔第一次検査〕	4月3～4週目	9:10～11:20	附属高等学校(校内)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月4～5週目	9:10～11:20	附属高等学校(校内)	
	心臓検査〔第一次検査〕	5月1～2週目	9:30～16:00	附属高等学校(校内)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
	血液検査〔貧血検査〕	5月1～2週目	9:30～16:00	附属高等学校(校内)	
附属駒場中学校	尿検査〔第一次検査〕	4月2週目	午前中	附属駒場中高(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	4月4週目	午前中	附属駒場中高(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	4月2週目	午前中	附属駒場中高(大会議室)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
附属駒場高等学校	尿検査〔第一次検査〕	4月2週目	午前中	附属駒場中高(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	4月4週目	午前中	附属駒場中高(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	4月2週目	午前中	附属駒場中高(大会議室)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
附属視覚特別支援学校	尿検査〔第一次検査〕	4月2～3週目	10:00以降	附属視覚(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月2週目	10:00以降	附属視覚(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	4月3週目	9:30～	附属視覚(265視聴覚教室1)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
附属大塚特別支援学校	尿検査〔第一次検査〕	4月4週目	11:00	附属大塚(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月2週目	11:00	附属大塚(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	5月2週目	9:30～	附属大塚(会議室)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	
附属桐が丘特別支援学校	尿検査〔第一次検査〕	4月3週目	11:00	附属桐が丘(保健室)	
	尿検査〔第二次検査〕	5月4週目	11:00	附属桐が丘(保健室)	
	心臓検査〔第一次検査〕	4月3週目	9:00～	附属桐が丘(保健室)	
	心臓検査〔第二次検査〕	1次検査終了後	適宜	受託者施設	

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

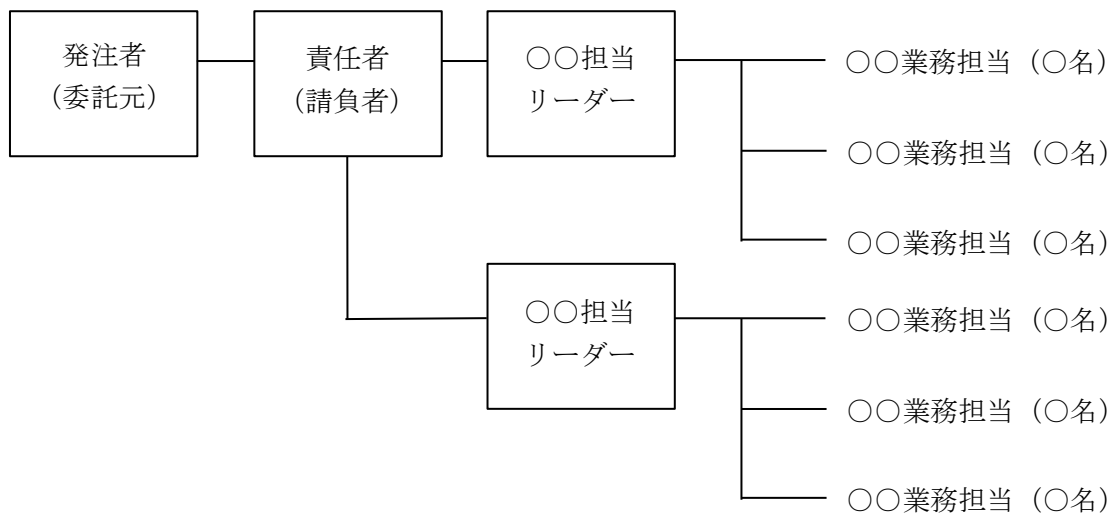
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「〇〇〇〇業務」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
 役職名： 氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

再委託承諾申請書

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者 ㊟

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

- 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額（総計）
円（消費税込）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 - 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付： 見積書及び発注書）
- 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
- その他特記事項

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者 ⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「〇〇〇〇業務」に関して、業務が終了しましたので、契約書第6条第1項第7号に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

請負契約書（案）

件名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務
請負単価 別紙検査項目別単価一覧のとおり

発注者 国立大学法人筑波大学 契約担当役 財務担当副学長 奈良 哲（以下「甲」という。）
と請負者 （以下「乙」という。）との間において上記の件名（以下「業務」という。）を委託することに関し、上記の請負単価で、次の条項により契約を結ぶものとする。

第1条 乙は別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 業務の完了通知書は、原則、仕様書別紙2の実施検査項目毎に当該附属学校に送付するものとする。

第4条 請負単価は別紙の検査項目別単価一覧によるものとし、請負代金の請求額はそれぞれの単価に実施件数を乗じて得た額の合計とする。

第5条 請負代金は、原則、各附属学校の検査実施毎に支払うものとし、当該業務履行確認後、各検査項目実施数に請負単価を乗じた額を、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

2 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。
- (5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
- (6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。
- (7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、

書面で甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 甲は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。

4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。

5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(2) 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、仕様書に示した予定数量から完了済みの数量を差し引いた数量に請負単価を乗じて得た金額の10分の1を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第9条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第10条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第11条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第12条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲、乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

乙

検査項目別単価一覧

検査項目	請負単価(税込)	消費税額及び地方消費税額	参考 (税抜単価)
	(円/件)	(円/件)	(円/件)
尿検査〔第一次検査〕			
尿検査〔第二次検査〕			
心臓検査〔第一次検査〕			
心臓検査〔第二次検査〕			
血液検査〔貧血検査〕			

上記の消費税額及び地方消費税額は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負単価に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

なお、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、請負単価を決定するものとする。

入札書様式

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務

委任事項 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例2（支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件 名 国立大学法人筑波大学附属学校児童等健康診断実施業務

- 委任事項
- 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書を提出された応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。見積書を提出された応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。